

秋田駅東第三地区
区画整理だより

Communication
第 4 2 号
2010年 4 月 28 日

しあわせ実感・緑の健康文化都市

発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成 2 2 年度事業について

都市計画道路「明田外旭川線」の平成23年度全面開通に向けて、引き続き西側区域の建物移転を中心に事業を進めます。

< 予算額 > 平成 2 1 年度当初予算とほぼ同額を確保いたしました。

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1,164,388 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	52,000 千円
合 計	1,216,388 千円

秋田駅東第三地区	2 1 年度末	2 2 年度末
進捗率(事業費ベース)	約 4 1 %	約 4 4 % (見込み)

- 道路整備 都市計画道路 3 路線の各一部築造
(明田外旭川線、千秋山崎線、山崎広面線)
区画道路 9 路線、特殊道路 2 路線、砂利道整備 3 路線
- 建物移転 2 9 戸
- その他 建物調査、測量、事業推進用地取得、土地区画整理審議会等

平成 5 年度から平成 2 1 年度までの事業費の推移 (補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成 5 年度	4 0 8 百万円	平成 14 年度	9 1 1 百万円
平成 6 年度	7 1 5 百万円	平成 15 年度	6 2 6 百万円
平成 7 年度	1, 3 6 4 百万円	平成 16 年度	6 0 4 百万円
平成 8 年度	1, 1 0 1 百万円	平成 17 年度	1, 3 6 9 百万円
平成 9 年度	1, 3 5 5 百万円	平成 18 年度	1, 3 6 9 百万円
平成 10 年度	1, 0 0 4 百万円	平成 19 年度	1, 3 2 7 百万円
平成 11 年度	7 5 4 百万円	平成 20 年度	1, 3 2 3 百万円
平成 12 年度	6 1 8 百万円	平成 21 年度	1, 3 9 4 百万円
平成 13 年度	1, 1 9 1 百万円		

市役所の業務時間が変更になりました

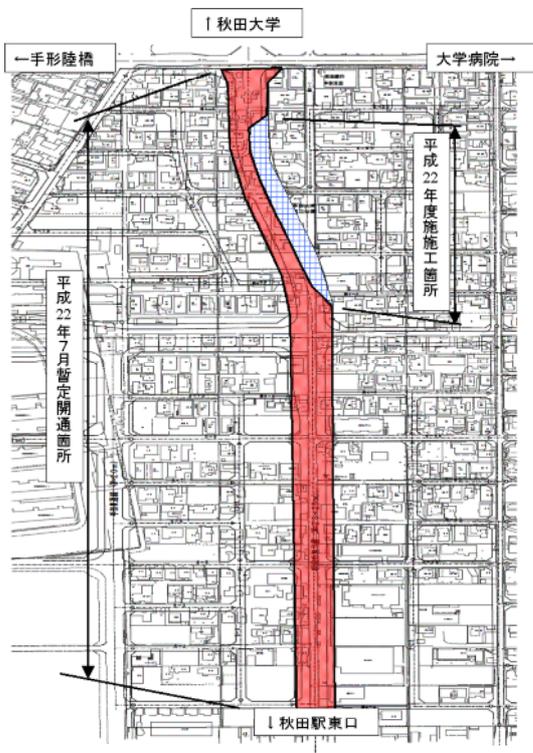
平成22年4月1日から業務時間が8時30分～17時15分に変更となりました。
 このため、駅東事務所も同様となっていますので、来所される方はご注意ください。
 なお、住民票の交付窓口など、日中お仕事などで市役所に来られない方のために開庁時間を午後7時まで延長している窓口は、これまでどおりご利用いただけます。

都市計画道路「明田外旭川線」の開通時期について

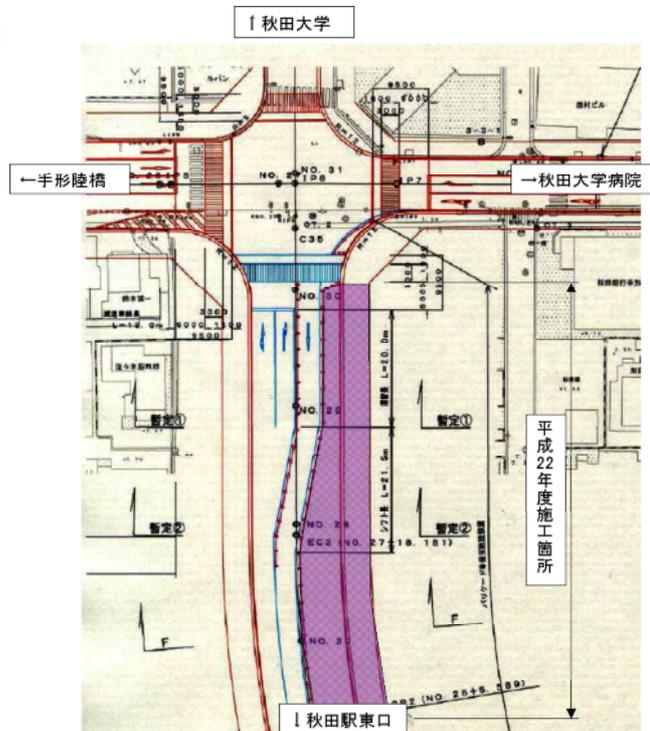
都市計画道路「明田外旭川線」の暫定開通（片側1車線）を図面1のとおり平成22年7月末を予定しております。また暫定開通時の県道千秋広面線の交差点処理については図面2のとおり予定しております。

なお、平成22年度には都市計画道路「明田外旭川線」の残りの箇所の道路築造を行い、平成23年に全面開通を予定しております。

平面図

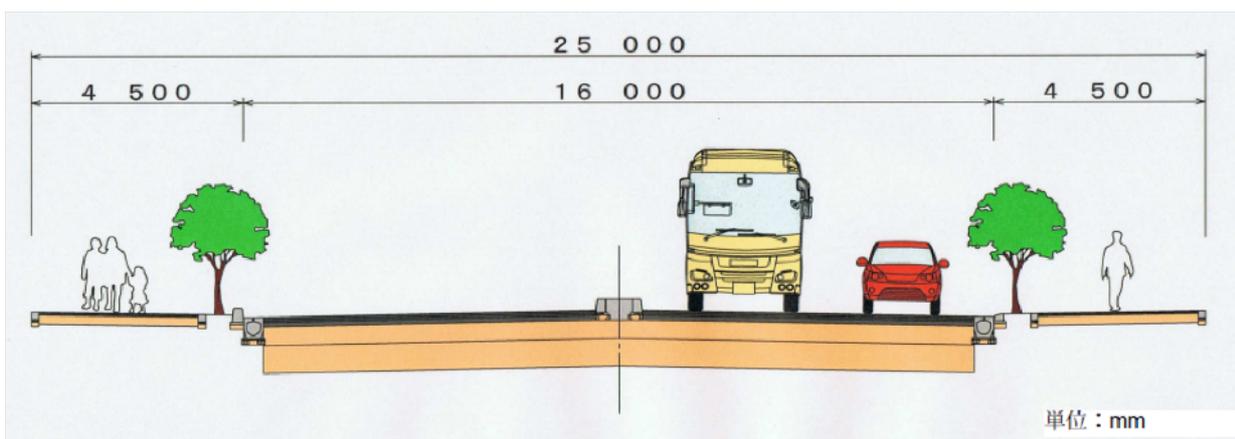


【図面1】



【図面2】

標準横断面図【図面3】



事業に関するアンケートについて

区画整理事業の推進や地区内の環境整備等に活用するため、アンケート調査を継続して行っています。なお、このアンケート用紙は、当事務所および駅東会議室に設置していますので、ご自由にご意見・ご要望等をお書きください。

(なお、アンケート結果は、目的外に使用するものではありません。)

郵送、FAXで提出の場合

〒010-0851 秋田市手形字山崎4番地3 駅東工事事務所 宛

TEL 018-834-2204

FAX 018-832-9931

平成19年度～平成21年度末 アンケート回収結果 115件

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用いただきありがとうございます。

駅東会議室は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものですが、会議室を利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない(きたない)」などという指摘が後を絶たない状況が毎年続いています。

利用者は、一般常識的なマナーを守るとともに、利用後は十分に「確認欄」でチェックをして、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

*電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

主な内容

事業概要

関連情報

- ・ 施行状況および交通規制について
- ・ 事業説明会について
- ・ 陳情要望について
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

お知らせ

4月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

印は転入者となっております。

所 長	石塚 八起
所 長 補 佐	奈良 正一郎
副 参 事	鈴木 充、 菅原 亀代嗣、長谷部 亨、村田 隆一
計画工事担当	菅原主席主査、金子主査、斎藤主査、萬 ^{よろず} 技師、藤原技師
換地担当	有坂主席主査、富樫技師
補償担当	三浦主査、 間杉主査、山上主事、屋代技師

各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計及び施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物及び工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので宜しくお願い致します。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関するご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要となりますので、詳細は下水道建設課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道建設課
電話 018-864-1455

道路の危険箇所について。

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当事務所（電話834-2204）や道路維持課（電話864-3643）までご連絡ください。

土地売買・相続登記手続きについて

土地売買や相続登記手続きをお考えの方は、事前に事務所へご相談ください。

売買や相続手続きを妨げるものではありませんが、事業との調整が必要になる場合があります。

所有権・借地権等の権利変動があった場合について

売買・相続等で土地の所有権・借地権等に変更があった場合は、届出書を提出していただく必要がありますので、当事務所までご連絡ください。

